



跡地利用基本方針(案)を踏まえた若手の会の意見

跡地利用基本方針(案)は、まちづくりの方向や、そのための仕組みづくり等に関する幅広い内容が包括され、理想的な内容だと思う。

- 基本方針(案)は、全体的に幅広い分野の内容が書き込まれており良いと思う。
- 基本方針(案)は、目標としてよくまとまっており、理想的な内容だと思う。
- 基本方針(案)の内容は素晴らしいものとなっており、今後の取り組みが重要である。
- 「今後の取り組みに関する方針」の中に公共交通体系に係る記述の具体化が図られていて良いと思う。今後も海外の事例を含めて、互いに勉強していくことが大切である。
- 「今後の取り組みに関する方針」の中に、「具体的な跡地利用計画の策定に向けた取り組み方針の確立」が盛り込まれたのは非常に意義のあることだと思う。
- 冒頭に「基本方針策定の趣旨」が入ったことにより、非常に読みやすくなったと思う。

跡地利用基本方針に基づく今後の取り組みが重要であり、そのためには、地権者及び若い世代の持続的な活動が可能な体制をつくり、合意形成を図っていくことが重要である。そこで、「今後の取り組みに関する方針」の「(3) 地権者との合意形成と協働による計画づくり」の中に、下記のような内容を追記して欲しい。

次世代を担う若手の育成と、そのための活動を推進していくこと

- 「今後の取り組みに関する方針」に追加されたように、宜野湾市のみでなく、国の積極的な関わりは当然必要だと思うが、その以前に、地権者自らの関わりを真剣に考える必要がある。地権者懇談会への参加者が少ないことや、アンケートの回収率が低いこと、また若手の会も各字からの選抜者であるにもかかわらず、半数近くの人が参加しないといった状況は問題である。
- 「基本方針策定の趣旨」のところに、地権者の数が約 2,800 人であり、今後増加が見込まれるといったことが明記されたことにより、合意形成上の課題も明確になったと思う。
- 地主から見ると本音が議論されていないような気がする。本音で議論できる場を設けて、補償等の内容も跡地利用と合わせて検討できると良いのではないかと。また、本音で議論を行うための方法も考える必要がある。

(次頁へ続く)





(続き)

- 基本方針(案)の中では「地権者意向の実現」、「関係者の参加と協働」、「地権者との合意形成と協働による計画づくり」等の記述がなされており、地権者及び地主会の主体的な関わりの必要性が浮き彫りになっている。そのため、若手の会としても、自らの考え方をしっかりと持ち、跡地利用に対する提案を継続的に行っていく必要がある。
- 「協働」との言葉が多く出てくるが、これには「共同責任者」との意味合いもあると思う。「共同責任者」の中には、当然若手も含まれる。青写真がないと意見を言えないといった声もあるが、方向性を決める段階から皆で考える必要があるとの認識を持つ必要がある。また、先行買収を積極的に進めたり、税金控除の検討を行うなど、地権者が協力しやすい環境や体制づくりも必要である。
- 基本方針(案)にある通り、国・県・宜野湾市が連携して取り組むのは重要だが、気持ちは県と市が中心で、国には全面的なバックアップを期待したい。そうなると当然地権者の責任は重くなり、若手の会も頑張っていく必要がある。
- いつ返還になっても対応できるようにとの思いでこれまで取り組んできたが、今後もより真剣に各々が跡地利用に関わり考えていくことが大切である。行政任せでは良いまちはできないとの認識を強く持つ必要がある。
- 基本方針(案)の中で、国と連携していくことを明確にしたのは地権者にとっても有意義なことであり、今後も国からのバックアップを要望したい。
- 次の段階の話ではあるが、減歩率などの各論が合意形成の問題点になってくる。そのため、減歩の目的や仕組みについての理解を得るとともに、各論の合意形成に耐えうる仕組みも合わせて考える必要がある。また、那覇新都心では固定資産税の30%免除が行われているようであり、普天間でも地権者からこのような要望・提言を出していく必要がある。
- 今は、声の大きい人の意見が全員の意見となっている感がある。今後は個々の地権者の意見を吸い上げていける方法を考える必要がある。





若手の会は、基本方針策定後の跡地利用計画策定段階に備え、活動の輪を広げ、体制を強化していきたい。具体的役割としては、各支部の若手代表として、一般地権者（特に若い世代）の声を吸い上げ、とりまとめ、地主会役員等へ持ち上げていくといった機能を果たせるよう、努力していきたい。

【例えば「野嵩地区（地権者数 151 名）」であれば...】

